

交通政策審議会 交通体系分科会
地域公共交通部会 とりまとめ

「交通空白」の解消に向けた制度的枠組みの構築
～関係者の連携・協働（モビリティ・パートナーシップ）の推進～

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

(5) 法定協議会の運営

<背景>

地域公共交通に関する施策・取組を迅速かつ効果的に実施する上で、法定協議会の果たす役割は一層重要なものとなっている。加えて、役割や体制は多様化し、協議事項や関係者が多岐にわたっている中で、協議会がより実効的な議論の場として機能し、円滑な運営を確保できるよう措置を行う必要がある。

(路線等の休廃止に係る情報提供)

道路運送法の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期）の路線又は事業の休廃止を行おうとするときは、原則6か月前までの届出が求められているところであるが、地方公共団体をはじめとした地域の関係者と代替交通の確保等に係る協議が十分になされないまま路線等の廃止届出の直前に廃止等の方針を伝達する事例も確認されている。なかには、6か月前ではなく、地域の協議会等において協議が調うことを前提に6か月前以降に当該協議会等に廃止等の方針を伝達する事例もある。このような場合には、代替交通の確保がスムーズになされず、地域住民の足の確保に影響が生じるおそれがある。

(法定協議会の議決方法)

法定協議会の議決方法については、基本方針において「規約を定め、適切に協議会を運営することが望ましい」こととした上で、各協議会の規約において、協議会ごとに議決方法が定められているところであるが、議決に当たり全会一致を求めることとした場合、合意形成にいたずらに時間を要し、取組が円滑に進まないおそれもある。

<ポイント（方向性）>

(路線等の休廃止に係る情報提供)

交通事業者が地域公共交通計画に位置づけのある路線等の休廃止の届出を行う場合には、当該事業者が事前に法定協議会に情報提供するように努め、地域旅客運送サービス継続事業等の活用を含め、代替交通の確保に係る協議を行うこととする旨を地域交通法の基本方針において明確化し、関係者がこの認識を共有できるようにすることを検討すべきである。

(法定協議会の議決方法)

協議会の議決方法について、必要な関係者の意見聴取の機会を確保したうえで、多数決も含めて協議会としての議決を行うことが可能である旨を、地域交通法の基本方針において明確にするなど、迅速かつ効果的な意思決定ができるような協議会運営ができるよう、検討すべきである。